

相続放棄申述受理証明書の申請について（利害関係人申請用）

〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所家事訟廷記録係

電話番号（直通）：06-6943-5756

第1 相続人からの申請

下記の必要書類を同封の上、当係まで郵送してください。

1 申請書

「相続放棄申述受理証明申請書（利害関係人用）」に必要事項を記入し、申請者の印（認め印で可）を押印してください。

事件番号・受理年月日が不明の場合は、証明書の申請の前に、「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」を行ってください。

2 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）のコピー

3 利害関係疎明資料（いずれもコピーで可、原本の添付不要）

一般的には以下の書類となりますが、相続関係により異なりますので、詳細につきましては、事前に当係までお電話にてお問い合わせください。

被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本

申請者の戸籍謄本

4 手数料

申述人1人の証明書1通につき、150円分の収入印紙

5 返送用封筒（住所・宛名を記載したもの）

6 返送用郵便切手

普通郵便の場合で受理証明書4通まで80円、5通以上90円

【注意】

すでに相続放棄済みの方に対しては、同じ被相続人について、相続放棄した他の親族の方の相続放棄申述受理証明書を発行することは原則としてできませんので、御了承ください。

例えば、被相続人の子3人の相続放棄申述が受理された場合において、相続放棄済の1人の方から相続放棄をした他の2人分の受理証明書を一括して交付申請することは原則としてできません（それぞれ、御自身が御自身の分の証明書を交付申請いただく必要があります。）

これは、相続放棄をした方は、その相続については、初めから相続人とならなかったものとみなされ（民法939条）、相続人としての利害関係が認められなくなるからです。ただし、相続関係以外の利害関係がある場合は発行することができる場合もあります。

第2 債権者からの申請

下記の必要書類を同封の上、当係まで郵送してください。

1 申請書

「相続放棄申述受理証明申請書（利害関係人用）」に必要事項を記入し、申請者の印（認め印で可）を押印してください。

ただし、法人の場合は、会社代表者の職印を押印してください。なお、支配人登記がされている場合は、支配人からの申請も可能です。

事件番号・受理年月日が不明の場合は、証明書の申請の前に、「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」を行ってください。

2 資格証明書（法人の場合）

原本が必要です。なお、資格証明書類に関しては原本還付を行っておりませんのでご了承ください。

債権回収会社からの申請の場合は、債権回収に関する委託証明書の原本も必要です。

契約時から法人の合併や商号変更等がされている場合や債権譲渡等により債権者が変更している場合はそれを証する書面（法人の登記事項証明書や債権譲渡通知書等）のコピーも必要となります。

3 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）のコピー（個人の場合）

4 利害関係疎明資料（いずれもコピーで可、原本の添付不要）

一般的には以下の書類となりますが、事例により異なりますので、詳細につきましては、事前に当係までお電話にてお問い合わせください。

- (1) 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本
- (2) 債権者であることを証する資料（契約書等）
- (3) 被相続人の住民票（除票）、戸籍附票、（契約時添付の）印鑑登録証明書等

5 手数料

申述人1人の証明書1通につき、150円分の収入印紙

6 返送用封筒（住所・宛名を記載したもの）

7 返送用郵便切手

普通郵便の場合で受理証明書4通まで80円、5通以上90円